

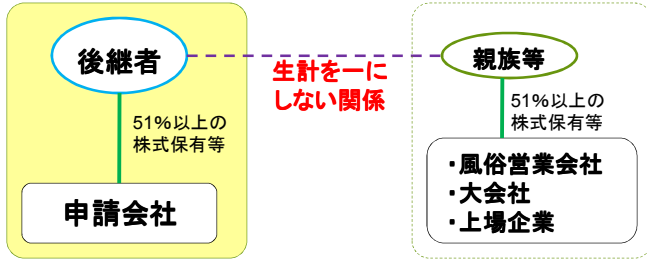


## 事業承継税制が使いやすくなります

### ★納税猶予制度の適用要件が緩和されます

#### 生計を一にしない親族等は要件から除外！

- ▶ 現行制度では、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族までの株式保有状況を確認する必要があるが、改正後は生計を一にしない場合はその確認が不要に



## 雇用を税制面から後押しします

### ★雇用促進税制が創設されます【3年間】

#### 従業員の増加1人につき20万円の税額控除！

- ▶ 要件は、前期から従業員（雇用保険の一般保険者）を10%以上かつ2名以上（大企業は5名以上）増加等
- ▶ 前期から増加した従業員1人当たり20万円を税額控除  
控除の限度額は法人税額の20%（大企業は10%）

（事例）



### ★申告した税額の修正がしやすくなります

#### 申告税額の減額請求期間を5年に延長！

- ▶ 納税者が申告した税額の減額を請求できる期間（更生の請求）を現行の1年から5年に延長

納める税金が多過ぎた  
還付される税金が少な過ぎた  
など

**5年間**  
申告税額の減額を  
求めることが可能

### ★グリーン投資減税が創設されます【3年間】

#### 省エネ設備等の取得に対する法人税が減免！

- ▶ 中小企業が省エネ設備等を取得した場合、取得価額の30%の特別償却、または7%の税額控除ができる制度を創設

（対象設備）

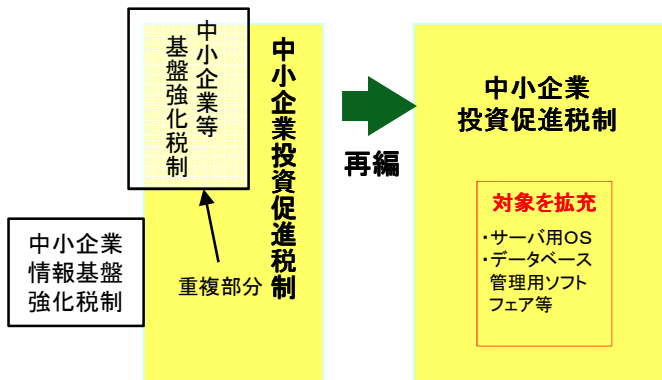
高効率工業炉、省エネ型業務用冷蔵庫  
太陽光発電設備、ハイブリッド建機、  
電気自動車、高効率ヒートポンプなど



### ★中小企業関係税制が再編成されます

#### 中小企業投資促進税制の対象を拡充！

- ▶ 中小企業投資促進税制の対象範囲を拡充し、中小企業等基盤強化税制、中小企業情報基盤強化税制等を整理・組み込み



### ★消費税の仕入税額控除制度が見直されます

#### 課税売上高5億円以下の事業者は、引き続き「95%ルール」を利用可能！

- ▶ 平成24年4月以降、「95%ルール」の利用は課税売上高5億円以下の企業に限定

※95%ルールとは、売上の95%以上が課税売上の場合に全ての仕入れに関して仕入税額控除できる制度のこと

### ★消費税の免税事業者の要件が見直されます

#### 前期(上半期)の支払給与総額でも判定！

<現行>

前々期の課税売上高1,000万円を超える場合(①)、課税事業者に



<改正後>

平成24年10月以降、現行(①)に加えて、前期の上半期で課税売上高が1,000万円を超える場合(②)も課税事業者(支払給与総額での判定も可能)